



第4号様式

流教指 第 441 号  
令和 3年 6月 2日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第112号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日・流監第112号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
学校教育部 指導課	指摘	委託料の予算執行については、規程により予算執行伺書を省略することができないとされているが、予算執行伺書を起票することなく契約事務手続きを行っていた。規則及び契約事務取扱要領等に基づく適正な契約事務手続きを求める。	課内において委託料の予算執行については、予算執行伺書を省略できないことを指導したほか、決裁における決裁者によるチェックの徹底について再確認を行った。
学校教育部 指導課	指摘	切手受払簿について、平成28年度から継続した台帳を使用していたが、平成29年度以降の購入について履歴が無く、また使用についても一部のみの記載であったため、保有枚数と台帳とに大幅な相違がみられた。郵便切手類は換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、台帳への記載を徹底し、適正に管理されたい。	各事業担当者ごとにデータ等で管理をしていた事を改め、切手受払簿を作成し記載をした。今後は、台帳への記載を徹底し、適正に管理することについて再度確認を行った。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。